



家庭ごみの分け方・出し方 保存版

<石巻市一般廃棄物処理基本計画スローガン>

～みんなでつくる
ごみ減量のまち いしのまき～

「生ごみ」はしばって減量化を！
「雑紙類」は分別して資源化を！

ごみ出しは、

- 決められた日に、決められた時間に！
- ※収集日の早朝から朝8時30分までに
- 決められた場所に！
- きちんと分別して！

燃やせるごみ	燃やせないごみ	有害ごみ	資源ごみ														
			ペットボトル	あきびん (飲料・食品・調味料等のびん)			スプレー缶 ガスカートリッジ	あき缶	金属	古着・布類	紙類						
石巻市指定ごみ袋 に入れ、飛散しないように出してください	石巻市指定ごみ袋 に入れ、飛散しないように出してください	石巻市指定ごみ袋 に入れ、飛散しないように出してください	石巻市指定ごみ袋 に入れ、飛散しないように出してください	一升びん ビールびん リターナブルびん	無色透明のびん	茶色のびん	その他の色のびん		石巻市指定ごみ袋 に入れ、飛散しないように出してください	石巻市指定ごみ袋 に入れ、飛散しないように出してください	石巻市指定ごみ袋 に入れ、飛散しないように出してください	雑紙類	新聞紙	雑誌・古本	ダンボール	紙パック	
				水色のカゴに入れる	白色のカゴに入れる	茶色のカゴに入れる	緑色のカゴに入れる	黄色のカゴに入れる				石巻市雑紙類指定袋	紙ひもでしばって出してください	紙ひもでしばって出してください	紙ひもでしばって出してください	紙ひもでしばって出してください	
												紙袋で出す	紙ひもでしばる	使用済み小型家電【できるだけ回収ボックスへ】			
※刈草は1回に指定袋2袋まで ※庭木は1回2束まで(枝の太さ5cm未満、長さ50cm以内) ※生ごみは、指定袋から漏れないよう、ひと絞りしましょう			※軽く水洗いして下さい ※キャップは外して、燃やせるごみ ※ソースや洗剤等のペットボトルでリサイクルマークがついていないものは、燃やせるごみ	※リターナブルマークがついているびんも水色のかごへ								※紙袋に「ざつがみ」と手書きしてください ※取っ手を使って、紙袋の口をしばって出してください ※取っ手が外れた場合は、紙ひもで飛散しないようにしばってください	※上記のいずれかの方法でお出し下さい	家庭で使用した小型家電で、回収対象品目のうち小型家電回収ボックスに入るもの ・投入口サイズ 横40cm・縦20cm ・回収対象品目 例) スマートフォン、デジタルカメラ、携帯用ゲーム機、電卓、電源コードなど75品目 ※詳細な品目は、裏面をご覧ください ・回収ボックス設置場所 市内15箇所 ※各設置場所については、裏面をご覧ください ・電子機器の個人情報は、自ら消去のうえ投入してください。 ・乾電池は取り除いてください(有害ごみへ) ・燃やせないごみとして、ごみ集積所へ出すこともできます(ただし、ノートパソコンとポータブルテレビの一部は出せません)。			

粗大ごみ ～有料戸別収集となります。ごみ集積所には出せません～

一番長い辺が50cmを超えるものは粗大ごみとなります。

①はじめに予約
・収集日の1週間前まで電話で申込み願います。※各地区の申込先については、裏面の「◇粗大ごみ地区別申込先」を確認し、申込み下さい。なお、受付予約が集中した場合は、次回収集となることもありますのでご了承願います。1度に申込みできるのは3品までです。

②粗大ごみ処理券購入
・申込時に粗大ごみ処理料金を確認して、粗大ごみ処理券を購入しましょう。※販売店については、裏面の「◇主な粗大ごみ処理券取扱い店」を確認、購入願います。

③粗大ごみ処理券を粗大ごみに貼る
・粗大ごみ処理券に受付番号又は名前を書いて、粗大ごみにお貼りください。

④粗大ごみを出す
・収集日当日の、早朝から朝8時30分までに**自宅前**にお出してください。

収集できないもの ～ごみ集積所には、絶対に出さないでください～

①一時多量ごみ : 引越し、清掃等により、一時的に多量に発生するごみはごみ集積所へは出せません。分別し、自ら市内の処理施設及び一般廃棄物処分業許可業者へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼してください。(有料)

②家電リサイクル対象品 : テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンは「家電リサイクル法」によりリサイクルすることが義務付けられています。
〈処分方法〉(1) 買い替えの際に、販売店へ引き取りを依頼する。
(2) 郵便局(簡易郵便局を除く)にてリサイクル券を購入し、リサイクル券を貼って指定引取場所(株式会社 株式会社)へ搬入する。
(3) 一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼する。

③危険物 : 劇物、農薬等の有害物質、火薬、ガソリン等の油類、プロパンガス、消火器、タイヤ、バッテリー、塗料等は専門処理業者もしくは販売店等に問合せください。

④パソコン・オートバイ等 : パソコンは製造メーカーへ問合せ願います。メーカーが存在しない自作パソコンは一般社団法人パソコン3R推進協会に問合せ願います(ノートパソコンは、小型家電回収ボックスへ排出できます)。オートバイは廃棄二輪車取扱店等へ問合せ願います。

⑤事業系ごみ : 飲食店、商店、会社、工場、事務所等から出るごみは、法令により自ら処理することが義務付けられています。事業系一般廃棄物は自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼してください。

問合せ先

市民生活部 廃棄物対策課 Tel 95-1111	河北総合支所 市民福祉課 Tel 62-9053	雄勝総合支所 市民福祉課 Tel 57-2112
河南総合支所 市民福祉課 Tel 72-2117	桃生総合支所 市民福祉課 Tel 76-2111	北上総合支所 市民福祉課 Tel 67-2112
牡鹿総合支所 市民福祉課 Tel 45-2112		